

株式会社盛岡コールセンターが実施した緊急雇用創出事業に係る調査等の
状況について（中間報告）

平成26年12月3日

商工観光部

1 緊急雇用創出事業により㈱盛岡コールセンターが受託した業務の概要

- ・業務委託名 盛岡市BPO企業等人材育成事業業務委託（その3）
- ・業務委託契約の相手方 所在地：盛岡市羽場10地割100番地
名称：㈱盛岡コールセンター 代表取締役 小池敏郎
- ・業務委託期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日
- ・委託料実績額 367,059,525円

2 ㈱D I Oジャパン及び関連するコールセンターの状況

(1) ㈱D I Oジャパン

平成26年7月31日 業務休止

平成26年10月30日 東京地裁へ民事再生法の適用を申請

(2) ㈱D I Oジャパン関連コールセンター

㈱盛岡コールセンター及び㈱一関コールセンターを除く、奥州・花巻・釜石・二戸・洋野の
県内の5コールセンターは、平成26年11月11日破産手続開始決定となり、他県の10コールセン
ターも同様である。

(3) ㈱盛岡コールセンター

㈱盛岡コールセンターは、平成26年4月1日に㈱D I Oジャパンから第三者へ株式が譲渡さ
れており、㈱D I Oジャパン関連企業として取り扱わないことを㈱D I Oジャパンの代理人弁
護士から確認した。

また、㈱盛岡コールセンターは、次のとおり登記事項が変更となったが、㈱盛岡コールセン
ターに係る権利等は変更後の法人が継承するため、今後、委託料の返還請求等を行う場合、当
該法人が相手方となる。

変更内容	旧	新	原因の日付	登記年月日
代表取締役	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	H26. 4. 1	H26. 10. 7
商号	株式会社盛岡コールセ ンター	株式会社K i m l a n d	H26. 8. 1	H26. 10. 20
本社所在地	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	H26. 8. 1	H26. 11. 4
所轄法務局	盛岡地方法務局	大阪法務局	H26. 11. 17	H26. 11. 17

3 D I Oジャパン関連コールセンター立地市町連絡会の設置

D I Oジャパン関連コールセンターの閉鎖に伴い発生する課題についての情報共有と構成団体による共同した対応を図るため、当該コールセンターが立地する盛岡市、花巻市、一関市、釜石市、二戸市、奥州市、洋野町により「D I Oジャパン関連コールセンター立地市町連絡会」を平成26年9月2日に設立した。これまでに会議を3回開催し、各市町の調査の進捗状況や県に対する要望等について協議している。

4 委託料の返還に関する調査について

(1) 元従業員の長期出張等の状況について

ア アンケート調査について

緊急雇用創出事業受託中において従事した業務の内容、他のコールセンター等へのお出張及び当該施設での従事内容等を把握することを目的に緊急雇用創出事業受託期間中に新規雇用された従業員にアンケート調査を実施した。

(ア) 実施期間 平成26年9月9日発送（回答期限9月19日）

(イ) 対象者数 98人

(ウ) 回答者数及び回答率 38人（38.8%）

なお、10人は、住所地に該当者がいないとの理由から返戻されている。

エ アンケート調査結果概要

① アンケート結果で、(株)盛岡コールセンター以外のコールセンター等へ延べ1月以上長期出張した従業員数 4人

※アンケート結果及び研修日報の記載内容から長期出張した従業員数の合計 16人

② 上記期間内に従事した業務の内容

アンケート結果及び研修日報から、取扱商品、システム操作等に関する研修、バス旅行、コンサートチケットの案内及び受注などに従事。

イ 実務に従事した人数等

従事した内容が、実務、O J Tのどちらに当たるのかの明確な基準について、現在、国、県、関係市町との間で協議しながら、実務に従事した人数や日数等を精査している状況にある。

(2) 業務委託期間の収入について

緊急雇用創出事業において、委託業務の実施により収入が生じた場合、当該委託料から収入分を控除することとなっており、(株)盛岡コールセンターについては、1,733,911円を控除して委託料を確定した。今般、厚生労働省の調査指示等を受け、(株)盛岡コールセンターの一部帳簿等を調査したところ、それ以上に収入があったことが判明した。ただし、(株)盛岡コールセンターと(株)D I Oジャパンとの入出金の実態が、提出された帳簿類のみでは内容把握が困難な状況となっている。このため、(株)D I Oジャパンの代理人弁護士に対し、(株)盛岡コールセンターに関連する帳簿類及び(株)D I Oジャパンと(株)盛岡コールセンターの取引が分かる書類等の提出を求

めているが、現時点で回答を得ておらず収入額を確定できていない状況である。

(3) 業務委託による業務用機器等のリース料について

委託事業中のリース料の取扱いについて、国と県の間で協議しているが、適正なリース料の算定と返還額の確定にまでいたっていない。なお、業務委託期間中のリース物件の概要は、次のとおりとなっている。

項目	主な機器等の内容	リース料(円)	リース期間	備考
コールセンターシステム	サーバー、パソコン、固定電話機、交換機、会話録音システム、出入管理システム 外	138,057,066	平成24年6月1日 ～平成25年3月31日	譲渡金額 888,930円
事務機器・什器	事務用机、事務用椅子、プロジェクター 外	26,617,500	平成24年6月1日 ～平成25年3月31日	無償譲渡
空調機等	空調機、シューズボックス 外	3,313,800	平成24年6月1日 ～平成25年3月31日	無償譲渡
合計		167,988,366		

※リース料の金額は消費税及び地方消費税を含む。

5 今後の対応

㈱D I Oジャパンが平成26年10月30日付けで民事再生法適用申請を行ったことから、代理人弁護士に対し、引き続き㈱盛岡コールセンターに関する㈱D I Oジャパンの帳簿類を提出するよう求めていく。これにより委託期間中における㈱D I Oジャパン及び関連コールセンターの会計等が明らかになる可能性があると考えているが、並行し、厚生労働省、岩手県、D I Oジャパン関連コールセンター立地市町連絡会の構成市町との情報共有を図りながら、委託料に係る返還請求額を確定すべく継続して調査を行うものである。

なお、㈱盛岡コールセンターに対し、財産の差し押さえ等、債権回収の手続きを顧問弁護士に相談しながら進めているところである。